

チケット好評発売中！



岩崎宏美
コンサートツアー
Hello!Hello!

と き／3月17日(土)
午後5時30分開演
(午後5時開場)
ところ／市民会館大ホール
チケット／6000円(全席指定)
チケット販売所／市民会館ほか
※未就学児入場不可
〒土浦市民会館(☎822-8891)
※月曜日休館

地域安全情報 No.63

◎茨城県交通安全県民運動

茨城県交通対策協議会では、毎月1日を**交通安全の日**、15日を**高齢者の交通事故ゼロの日**と定めています。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けましょう。

◎防犯ボランティア団体の活動について

平成29年末現在、市内167団体の自主防犯組織が、地域の安全保障のため、防犯パトロールなどを行っています。自主防犯組織の活動は、「自分たちの街は自分たちで守る」という機運を高めるとともに、地域における犯罪抑止と犯罪の起こりにくいまちづくりに大きく貢献しています。

◆青色防犯回転灯設置費補助金の交付

市では、防犯対策事業の一環として、防犯ボランティア団体の活性化を図るための支援を行っています。

安心で安全なまちづくりの実現のため、防犯パトロールに使用する自動車に青色防犯回転灯を設置する費用について、補助金を交付しています。自動車1台につき2万円を限度額とし、1団体につき5台までが対象となります。
※詳細はお問い合わせください。

☎生活安全課(☎826-1111 内線2490)

土浦税務署からのお知らせ

〒土浦税務署(☎822-1100 自動音声案内)

平成29年分確定申告

日 2月16日(金)～3月15日(木) 午前

9時～午後4時

※土・日曜日を除きますが、2月18日(日)、2月25日(日)は受け付けしません。

場 新治ショッピングセンター「さんあぴお」階(大畑)

時 所得金額や所得控除の金額が分かる書類(源泉徴収票など)

※開設期間中は、土浦税務署庁舎での申告相談は実施しません。

〔公的年金などを 受給されている方へ〕

確定申告不要制度のお知らせ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必

要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は、この制度は適用されません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります。

〔医療費控除を適用される方へ〕

平成29年度分の確定申告から、医療費控除を受ける場合には**医療費控除の明細書**の添付が必要になりました。これにより、医療費の領収書の提出が不要になります。が、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

※医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した**証明書**はこれまでどおり必要となります。(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。

※平成31年度分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。